

企画提案公募要領

※本公募は、国及び沖縄県の令和8年度当初予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び沖縄県議会において令和8年度当初予算が成立しない場合、または交付額に変更があった場合は、一部又は全部の契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務

(2) 目的

沖縄県では、県内大学等の優れた研究成果を企業等へ技術移転し、新たな事業化等により持続的な産業振興につなげるとともに、事業収益等が県内大学等の新たな投資に還元され、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築を目指すこととしている。

このため、県内大学等の研究成果活用を検討する県内企業等の掘り起こしを行い、新たに事業化・製品化を目指す企業等が行う可能性検討等に必要な取り組みを支援することにより、県内大学等の研究成果の社会実装を促進する。

(3) 事業期間

最長4年（令和8年度～令和11年度）

事業年度毎の契約を行い、委託業務の継続の可否については、当該年度末に評価委員会を設置し、委託業務成果等を基に評価を行い、その結果を踏まえ、判断を行うものとする。

令和8年度は、「委託業務仕様書」に基づき実施し、翌年度以降は必要に応じて事業期間、予算規模及び事業内容の見直しを行う場合がある。なお、当事業は国の予算措置を前提としており、事業期間等を保証するものではない。

(4) 委託業務の期間

令和8年度：契約締結日から令和9年3月15日まで

(5) 業務内容

別添「令和8年度県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務企画提案仕様書」に基づくものとする。ただし、委託事業者の選定後、当該事業者の提案内容を仕様書に適切に反映させるものとする。

(6) 委託見積限度額

16,331,000円（消費税及び地方消費税込み）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。なお、県の予算措置を前提としていることから、予算化の状況等により変更となることもある。

2. 参加資格者

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

（注）地方自治法施行令第167条の4第1項

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には最低1法人が県内に本店又は支店を有していること。

- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に幹事企業を1法人置くものとする。幹事企業は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表すること。幹事企業は以下の要件を満たすことを必須とする。

- ① 県内に本店又は支店を有していること。
- ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ③ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ④ 県内において業務進捗状況及び業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (5) 沖縄の科学技術施策に精通し、公的機関からの調査受託実績があり、想定する委託期間内において別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。

- (6) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件募集に参加していないこと。

- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。共同企業体を構成する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) 地方自治法、地方財政法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (10) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- (13) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。

3. 応募の手続き

(1) 企画提案参加申込

- ① 申込期限：令和8年3月10日（火）17時（必着）
- ② 提出書類：参加申込書【様式1号】
- ③ 提出先：「9. 問い合わせ先」のとおり
- ④ 提出方法：持参、郵送又は電子メール

※共同企業体で応募の場合は、代表事業者が申し込むこと

※郵送の場合は到着確認が可能な手段（簡易書留等）によること

※電子メールで提出する際は、必ず受信確認を行うこと

※件名を「参加申込（県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援業務）」とすること

(2) 企画提案応募申請

- ① 提出期限：令和8年3月13日（金）16時（必着）
- ② 提出書類：「4. 提出書類」に定める書類
- ③ 提出先：「9. 問い合わせ先」のとおり
- ④ 提出方法：持参、郵送

※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から16時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、簡易書留等）で送付してください。

(3) 企画提案公募に係る質問・回答

- ① 提出期限：令和8年3月3日（火）15時必着
- ② 提出書類：質問書【様式8】
- ③ 提出先：「9. 問い合わせ先」のとおり
- ④ 提出方法：電子メール アドレス：aa012100@pref.okinawa.lg.jp
※必ず受信確認を行うこと
※件名を「質問（可能性検討支援業務）」とすること
- ⑤ 回答：随時、当課ホームページに掲載

4. 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書【様式2号】
- (2) 企画提案書【様式3号】
- (3) 積算書【様式4号】
- (4) 共同企業体協定書【※共同企業体の場合、ひな形参照】
- (5) 関連事業実績書【様式5号】
- (6) 法人概要表【様式6号】
- (7) 誓約書【様式7号】
- (8) 添付書類
 - ① 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - ② 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
 - ③ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - ④ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

※提出様式：市販のA4判2穴ファイルに編綴すること。

※ページ番号を付すこと。

※共同企業体の場合、上記（6）～（8）について、共同企業体の構成員ごとに提出すること。各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載しても良い。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付しても良い。

※提出部数：（1）～（3）、（5）、（6）：7部（正本1部、副本6部）、
（4）、（7）、（8）：1部

5. 選定方法

(1) 審査の方法

県が設置する企画選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき提案内容や遂行能力等を総合的に評価・採点し、総合得点の高い順に当該業務の企画提案採択順位を決定する。

※委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

(2) 企画選定委員会

① 開催予定日：令和8年3月24日（火）（予定）

※プレゼンテーション審査の詳細は、別途企画提案申請者あてにします。

② 開催予定場所：県庁内会議室を予定

③ 実施方法：提出された提案書に基づき、応募者によるプレゼンテーション概ね15分及び質疑応答概ね15分で実施する。

※当日の追加資料提出・配布は一切認めない

(3) 審査基準（予定）

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 企画提案の内容が、当該事業の目的に合致しているか
- ② 実施方法、内容等が優れており、目標設定の妥当性、実現可能なスケジュールとなっているか
- ③ 経済性が優れており、積算が適切か
- ④ 県の科学技術振興、産業振興に対する波及効果が期待できるか
- ⑤ 遂行能力を有しているか（円滑な事業実施体制、類似業務の実績、経営基盤）

(4) 審査結果の通知

企画提案採択の有無については、企画提案申請者に対し通知する。

※採択の有無を決定するものであり、契約を保証するものではない。

※記載事項の虚偽、何らかの不正行為があったと判断される場合は、採択後においても失格とする。

6. 委託契約

(1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として企画提案採択順位第1位入選者で行う。ただし、採択条件として提案書における事業計画や事業実施体制等の見直しや、積算の見直しを求めることがある。また、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上、契約するものとする。

(2) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則第101条第2項（抜粋）

第101条

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7. スケジュール

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 企画公募開始 | 令和8年2月24日 |
| (2) 質問締切 | 令和8年3月3日 ※15時必着 |
| (3) 参加申込締切 | 令和8年3月10日 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和8年3月13日 ※16時必着 |
| (5) 企画選定委員会 | 令和8年3月24日（予定） |
| (6) 委託先決定 | 令和8年4月1日（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和8年4月上旬（予定） |

8. その他留意事項

- (1) 1法人（又は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画書等の作成に要する経費等、本事業応募に要した経費は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画書等については返却しない。
- (6) 選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 採用された企画提案について、事業実施段階において予算及び諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

9. 問い合わせ先

沖縄県企画部科学技術振興課 イノベーション創出支援班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁7階）
TEL：098-866-2560 FAX：098-866-2799
電子メールアドレス：aa012100@pref.okinawa.lg.jp